対象者診断チャート

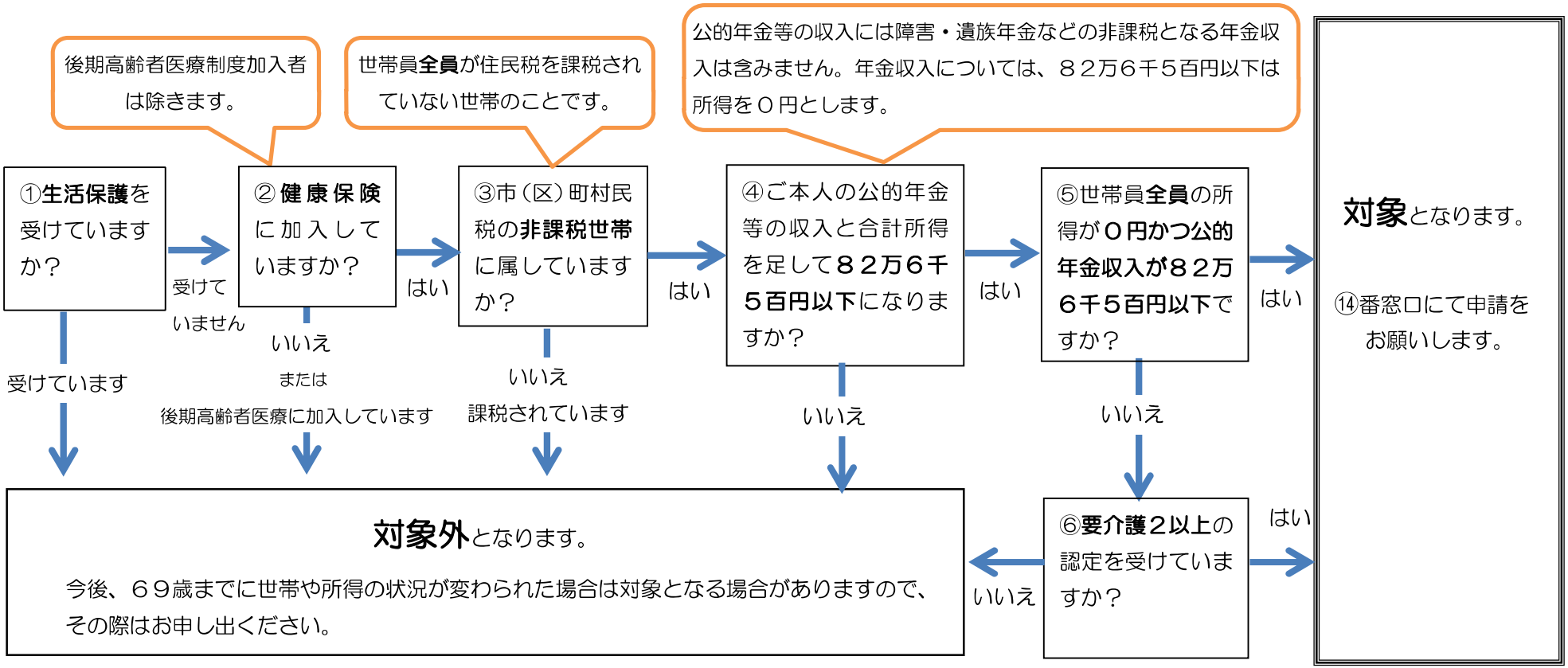
後期高齢者医療制度加入者は除きます。
世帯員**全員**が住民税を課税されていない世帯のことです。
公的年金等の収入には障害・遺族年金などの非課税となる年金収入は含みません。年金収入については、８２万６千５百円以下は所得を０円とします。
①**生活保護**を受けていますか？
受けています
受けていません
②**健康保険**に加入していますか？
いいえ
または
後期高齢者医療に加入しています
はい
③市（区）町村民税の**非課税世帯**に属していますか？
いいえ
課税されています
はい
④ご本人の公的年金等の収入と合計所得を足して**８２万６千５百円以下**になりますか？
いいえ
はい
⑤世帯員**全員**の所得が**０円かつ公的年金収入が８２万６千５百円以下**ですか？
いいえ
はい
⑥**要介護２以上**の認定を受けていますか？
いいえ
はい
対象外となります。
今後、６９歳までに世帯や所得の状況が変わられた場合は対象となる場合がありますので、その際はお申し出ください。
対象となります。
⑭番窓口にて申請をお願いします。